**添付書類一覧(医療法人社団用)**

※「(写しの場合は理事長の原本証明が必要)」と記載されているものは副本も忘れずに原本証明をお願いします。

1. **役員の重任の場合(役員変更届の変更理由欄は「重任」)**

・役員重任を承認した社員総会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

(理事長の重任の場合)

上記に加えて、

・理事長重任を承認した理事会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

1. **役員を新たに選任する場合(役員変更届の変更理由欄は「就任」)**

・役員を選任した社員総会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

・新たに就任した役員の就任承諾書(実印を押印)

・新たに就任した役員の履歴書(実印を押印)

・新たに就任した役員の印鑑証明書

（理事長の選任の場合）

上記に加えて、

・理事長選任を承認した理事会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

・理事長の医師(歯科医師)免許証の写し(保健所で原本照合したもの)

※役員就任承諾書は理事長就任の承諾書のみで可(理事就任の承諾書は不要)

1. **現在理事になっている方が理事長になる場合(役員変更届の変更理由欄は「就任」)**

・理事長選任を承認した理事会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

・新たに就任した理事長の就任承諾書(実印を押印)

・新たに就任した理事長の履歴書(実印を押印)

・新たに就任した理事長の印鑑証明書

・理事長の医師(歯科医師)免許証の写し(保健所で原本照合したもの)

1. **役員の辞任の場合(役員変更届の変更理由欄は「退任」)**

・辞任届もしくは辞任を承認した社員総会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

1. **役員の死亡の場合(役員変更届の変更理由欄は「退任」)**

・除籍謄(抄)本等、死亡を証明する書類(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

1. **役員の改姓、住所変更の場合(役員変更届の変更理由欄は「改姓」・「住所変更」)**

・改姓の場合は戸籍抄本等、住所変更の場合は住民票等、その事実を確認できる書類(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

　なお、変更事由が複数ある場合、記載例を参照の通り役員変更届に記載すること。各々の変更事由に必要な書類を添付すること。

例）役員の重任と住所変更を同時に届け出る場合は上記の「①」と「⑥」の添付書類をつけて届出